

# 第 I 部 総論



# 第1章 計画策定の概要

## 第1節 計画策定に当たって

---

### 1. 計画策定の背景

我が国の少子高齢化は世界的に見ても類を見ない速さで進行しており、第9期計画期間中には、昭和26（1951）年以前に生まれた方の全てが75歳以上の後期高齢者となる。また、全国で見れば、65歳以上人口は令和22（2040）年を超えるまで、75歳以上人口は令和37（2055）年まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和17（2035）年まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42（2060）年頃まで増加傾向が続くことが見込まれ、介護サービス需要の増加、多様化による介護基盤・人的基盤の不足が危惧されている。

こうした状況において、介護保険制度は創設から20年以上が経った現在、本市においては、全ての日常生活圏域への介護サービス基盤整備が完了し、地域における多種多様なサービス提供体制も整備されており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着してきている。

しかしながら、総人口が減少し、高齢者が更に増加する中で、介護保険制度を持続しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用して、十分な介護サービスの確保はもちろんのこと、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて深化・推進していくことが引き続き重要な課題となっている。

また、地域包括ケアシステムの実現に向けた取組においては、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めている。今後もこの考え方に基づき、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指すこととする。

本市では、令和3（2021）年3月に「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン）第8期計画」を策定し、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を図ることで、「住み慣れた地域の中でいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」を目指して各施策に取り組んできた。

本計画は、第8期計画の成果と課題を検証し、取組を引き継ぎつつ、新たな国の基本方針を踏まえて、令和7（2025）年及び令和22（2040）年を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を更に進展させ、地域共生社会の実現を推進するために、新たに「大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（あんしんプラン）第9期計画」（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）を策定するものである。

## 【第9期計画における変更・追加事項】

### (1) 介護サービス基盤の計画的な整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所の在り方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ・地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ・認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ・重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ・認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ・高齢者虐待防止の一層の推進
- ・介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ・地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ・介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ・地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ・保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### **(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進**

- ・ ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ・ ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ・ 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ・ 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ・ 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ・ 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム（介護サービス情報指定申請システム）」利用の原則化）
- ・ 財務状況等の見える化
- ・ 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

※出典：国「基本方針」における「第9期計画において記載を充実する事項」より

## **2. 計画の位置づけ**

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとして策定する。

本計画は、本市の最上位計画である「大田原市総合計画（おおたわら国造りプラン）」と、地域の福祉を推進するため策定された「第4次大田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とする部門計画である。また、健康増進法の規定による「第2次健康おおたわら21計画」、障害者総合支援法の規定による「第7期大田原市障害福祉計画」、本市の保健事業の実施計画である「大田原市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（第3期）」及び本市の住宅施策の指針となる「大田原市住生活基本計画（大田原市住宅マスタープラン）」等の関連計画と調和のとれた計画とする。

また、本計画は、「栃木県高齢者支援計画『はつらつプラン21（九期計画）』」及び「栃木県保健医療計画（8期計画）」とも整合性のとれた計画とする。

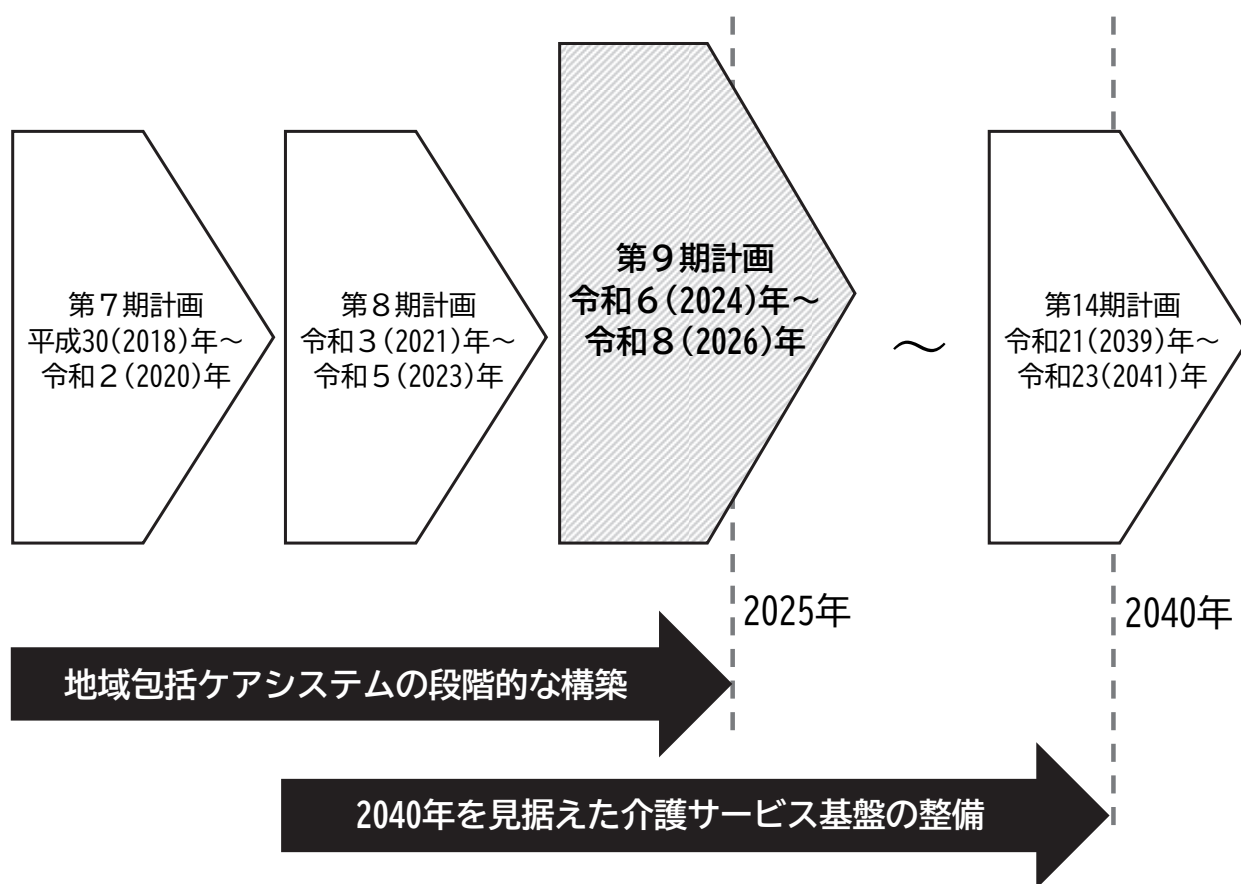
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">市</span> </div>	おおたわら国造りプラン（大田原市総合計画） 前期：平成29（2017）年度～令和3（2021）年度 後期：令和4（2022）年度～令和8（2026）年度	
	第3次 大田原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	第4次 大田原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画
	大田原市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 あんしんプラン （第8期計画）	大田原市 高齢者福祉計画・介護保険事業計画 あんしんプラン （第9期計画）
	第2次健康おおたわら21計画	
	第6期大田原市障害福祉計画	第7期大田原市障害福祉計画
	大田原市国民健康保険保健事業実施計画 （データヘルス計画） （第2期）	大田原市国民健康保険保健事業実施計画 （データヘルス計画） （第3期）
	大田原市住生活基本計画 （住宅マスタープラン）	

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> <span style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">県</span> </div>	栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21 （八期計画）	栃木県高齢者支援計画 はつらつプラン21 （九期計画）
	栃木県保健医療計画 （7期計画）	栃木県保健医療計画 （8期計画）

### 3. 計画の期間

大田原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんしんプラン)第9期計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度までの3か年を計画期間とする。

第6期計画以降、令和7(2025)年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図ると同時に、新たに令和22(2040)年を見据え、第8期計画に引き続き地域包括ケアシステムの深化・推進を図る方向性を継承し、自立支援、重度化防止や医療・介護連携の強化、障害分野や児童福祉分野など他分野との連携促進も図り取組を進めていく。



## 4. 計画策定の手続きとPDCAサイクル

### (1) 介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、介護保険事業計画の評価、介護保険事業の運営、その他介護保険に関する重要事項を審議するため平成12（2000）年4月に設置した。

- |                   |    |
|-------------------|----|
| ①被保険者を代表する委員      | 6名 |
| ②介護サービス事業者を代表する委員 | 6名 |
| ③公益を代表する委員        | 6名 |

以上、18名の委員で構成されている。

市民参加のもとに市民の要望、意見等を積極的に反映させるため、被保険者を代表する委員には、第1号被保険者の代表として市老人クラブ連合会から3名、第2号被保険者の代表として連合栃木那須地域協議会からの推薦者及び大田原市生活支援コーディネーター、更に在宅介護経験者に委員を委嘱している。

また、介護サービス事業者を代表する委員には、大田原市介護サービス事業者連絡協議会及びケアマネジャー連絡協議会を代表する者を充てており、構成は、介護施設代表3名、地域密着型サービス事業者代表1名、居宅サービス事業者代表1名、居宅介護支援事業者代表1名となっている。

公益を代表する委員には、民生委員、医師会、第1層協議体、女性団体を代表する者を充てるとともに、専門的な学識を有する国際医療福祉大学の教員を充てている。

当協議会において、本計画の策定に加え、その進捗状況や達成状況の評価を行い、得られた結果や課題について、適宜高齢者保健福祉施策に反映させていく。

### (2) 各種調査及びパブリックコメントの実施

計画策定に当たって、地域の状況を把握し、市民及び関係者の意見を十分反映するために、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「大田原市の介護基盤整備等に関する事業所アンケート」「介護予防実態調査」「新規認定者の状況調査」等を実施し、分析結果を検討し、本計画に反映させた。

また、大田原市意見公募手続の実施に関する要綱に基づき、パブリックコメントを実施し、広く市民、関係者の意見を取り入れた計画としている。



### **(3) 庁内及び栃木県との連携体制の構築**

地域包括ケアシステムの構築に係る地域課題は、各分野に及ぶもので、その解決には高齢者幸福課のみならず、庁内の関係部局との連携が必要となる。そのため、計画の策定及び推進においては、保健福祉部を始めとして、各部局と情報を共有し、相互に連携を密にして取り組むこととする。

また、計画策定に係る技術的事項についての助言や介護施設の広域的調整を行う栃木県との連携を図ることとする。事業の実施に際しては、県の支援や助言を踏まえ、保険者機能強化推進交付金等を活用し、更にその評価指標を用いて、地域の実情や課題の把握・分析を行い、好事例の横展開やデータの有効活用を図ることで高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止を推進することとする。

### **(4) 計画の進捗管理（PDCAサイクルの活用）**

計画の実施状況の進捗管理については、本計画に記載した介護サービス見込量、自立支援、介護予防・重度化の防止等の「取組と目標」、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金における評価指標の3つの指標によって、毎年度、計画の実施状況を評価・検証し、必要に応じて、事業内容に修正を加えることとする。

なお、一連のPDCAサイクルの評価や見直しについては、毎年、介護保険運営協議会に報告し、意見をいただきながら進める。

## 第2節 第8期計画の取組状況

---

### ビジョンⅠ 地域の中で役割を持ち、いきいきと暮らせる

ビジョンⅠについては、①多様な主体による生活支援の充実、②地域共生社会へ向けた地域における支え合い体制の構築、③自立支援、介護予防・重度化防止の取組とその理念・意識の共有を推進すべき取組として実施してきた。

生活支援体制整備事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により協議体会議や講演会等の開催が困難であったが、第1層・第2層ともに手法を工夫しながら協議・活動を実施した。見守り事業については、事業の広がりが高齢者自身が見守り隊員になり、また意識の高まりで利用者に限らず地域で見守りを行うようになった。

地域包括支援センターの充実・強化では、ランチ（※）である在宅介護支援センターとの連絡会を開催し、地域包括支援センターとの連携強化に努めた。

一般介護予防事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により自粛期間があったが、広報でフレイルの特集を掲載し普及啓発に努めた。また、リハビリテーション専門職を活用したフレイル予防のイベントを開催し、おたっしゃクラブに参加しない層へのアプローチを実施した。

※ランチとは、住民の利便性を考慮し、地域住民からの相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」のこと。

### ビジョンⅡ 認知症になっても自分らしく暮らせる

ビジョンⅡについては、①認知症の容態に応じた適切な医療と介護を受けられる体制づくり、②認知症への理解が深く、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組んできた。

認知症ケアパスを作成・普及し、また、認知症地域支援推進員を配置し、「もの忘れ相談」の開催や、認知症の人や家族の相談を受け、認知症の人の状態に応じて必要なサービスを適切に受けられるように関係機関と調整しながら支援している。認知症カフェはコロナ禍で中止した時期もあったが、感染対策を取りながら「大学オレンジカフェ」と、令和4（2022）年6月から「まちなかオレンジカフェ」を開催しており、参加者・ボランティアも増えている。

また、小中学生や自治会等を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する理解を促進し、また、認知症サポーターステップアップ講座を開催しボランティアを育成してきた。

### ビジョンⅢ 望んだ方が在宅医療と介護を受けながら在宅で暮らせる

ビジョンⅢについては、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対し、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築するため、多職種連携に取り組んできた。

コロナ禍では、参集による会議や研修会は計画通り実施できない時期もあったが、令和5（2023）年度からは参集による、大田原市地域包括ケアを考える会（おおたわらの会）、医療・介護顔の見える関係会議を開催し、多職種連携を推進している。



【おおたわらの会の様子】



【医療・介護顔の見える関係会議の様子】

### ビジョンⅣ 介護が必要になっても安心して暮らせる

ビジョンⅣについては、①介護サービスの量と質の確保、②介護サービスを安心して利用できる環境の整備、③介護給付の適正化の推進に取り組んできた。

介護サービスの量と質の確保のため、第8期計画では認知症対応型共同生活介護18床を整備した。また介護人材確保のため、令和4（2022）年度から「介護に関する入門的研修」を実施している。

介護サービスを安心して利用できる環境の整備としては、被保険者に対する適切で十分なサービス提供を維持するために、介護給付の適正化とサービス事業所への適切な指定・指導を実施している。介護サービス事業所の運営指導については、第8期計画期間中の1年当たりの運営指導件数が所管事業所数の30%を超えており、「最低でも指定更新期間内（6年）に1回の運営指導」という実施回数を上回る実績が維持できている。

また、介護給付の適正化の推進のため、介護給付適正化事業における要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合等を実施している。ケアプランの点検については、市職員による直接的なケアプランの点検件数がまだ少ないと思われるため、今後の点検強化が必要である。